

# 訪問介護

## 契 約 書

当事業所は介護保険法に基づく指定を受けています。

<吹田市指定 第2771608474号>

株式会社陽なた

事業所名 訪問介護 ピース大阪

住所 大阪府吹田市岸部北2-16-11-214

TEL 050-8894-4628

FAX 050-8894-4627

# 訪問介護・介護型ヘルプサービス契約書

(以下「利用者」という。)と株式会社陽なた(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に提供する訪問介護サービス及び介護型ヘルプサービス(以下、「訪問介護サービス等」という。)について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## (目的)

### 第1条

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として訪問介護サービス等を提供し、利用者は事業者に対し、当該サービスの利用料を支払います。

## (契約期間)

### 第2条

- この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定もしくは要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- 前項の契約期間の満了日の30日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。

## (訪問介護計画書の作成・変更)

### 第3条

- 事業者は、利用者の生活全般の状況及び要望を踏まえ、利用者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)に沿った(介護予防)訪問介護計画書を作成するものとします。
- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、(介護予防)訪問介護計画書の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成の為に必要な支援を行うものとします。
- 事業者は、(介護予防)訪問介護計画書の内容について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画・介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、訪問介護計画の変更の必要性を調査し、その必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等の同意を得た上で、訪問介護計画書の内容を変更するものとします。

## (訪問介護の内容)

### 第4条

- 1 事業者は、介護保険給付サービスとして、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助、その他日常生活を援助します。
- 2 訪問介護の内容の詳細は、(介護予防)訪問介護計画書に定めるものとします。
- 3 (介護予防)訪問介護計画が変更され、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合には、事業者は新たに訪問介護計画を作成し、利用者及びその家族等の了承を得た上で、これを(介護予防)訪問介護の内容とします。

## (介護保険給付外のサービス)

### 第5条

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険救外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料は契約書の全額自己負担とします。
- 3 事業所は、第1項のサービスを提供する場合には、利用者及びその家族に対してわかりやすく説明するものとします。

## (訪問介護員)

### 第6条

- 1 本契約において「訪問介護」とは、看護師、準看護師、介護福祉士の有資格者、介護職員基礎研修、介護職員実務者研修あるいはホームヘルパー養成研修1級課程または2級課程を修了した者、介護職員初任者研修課程を修了した者とします。
- 2 利用者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

## (サービスの記録)

### 第7条

- 1 事業者は、利用者に対する訪問介護サービス等の実施について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、あるいはその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、当日のサービス終了時に、サービス提供記録簿にその日のサービス内容を記録し、利用者またはその家族等からの確認を受けます。

## (サービス利用料)

### 第8条

- 1 利用者は、介護保険給付サービスの対価として、重要事項説明書記載の利用単位数をもとに算出されたサービス利用料から介護保険給付費を差し引いた差額(自己負担分)を事業者に支払います。
- 2 第5条第1項に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づく料金を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、料金を1か月毎に精算し、利用者に対し請求書を発行するものとし、利用者はこれを翌月25日までに預金口座振替または金融機関振込または現金で支払うものとします。振り込みの場合の振込手数料は、利用者の負担とします。

## (利用の中止、変更、追加)

### 第9条

- 1 利用者は、正当な理由もなく訪問介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事項説明書に記載したキャンセル料がかかります。
- 2 事業者は、訪問介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1週間前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 3 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。
- 4 利用者は、利用料の変更を了承することができない場合には、本契約を解約することができます。

## (安全配慮義務)

### 第10条

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって 利用者の身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

## (個人情報保護及び秘密事項の保持)

### 第11条

- 1 事業者は、訪問介護サービス等を提供する上で知り得た利用者またはその家族等に関する個人情報及び秘密事項を正当な理由もなく第三者に漏洩または開示しません。なお、本項の定めは、本契約の終了した後も継続するものとします。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(訪問介護員の禁止行為)

第12条

- 1 訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービス等の提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。
  - (1) 医療行為
  - (2) 利用者またはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
  - (3) 利用者の家族等に対する訪問介護サービス等の提供
  - (4) その他、訪問介護員として不適切な行為

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者またはその家族等に生じた損害について、その責任の範囲内において賠償責任を負います。

(中途解約・解除)

第14条

- 1 利用者は、本契約を契約有効期間中において解約する場合には、少なくとも1週間の予告期間をおいて、事業者に文書により通知するものとします。ただし、利用者の病状急変による入院等やむを得ない事由による場合には、1週間以内の通知をもって本契約を中途解約することができるものとします。
- 2 事業者は、やむを得ない事由により、本契約を契約有効期間中において解約する場合には、少なくとも1か月間の予告期間をおいて、利用者に対しその理由を明示した文書による通知を行った上で、本契約を中途解約することができます。ただしこの場合、事業者は、利用者に対し他の訪問介護事業者を紹介するなど、利用者の介護保険給付サービスの利用に支障が生じないよう配慮するものとします。
- 3 利用者は、次の各号の一に該当する場合、事業者に対し文書により通知した上で、即座に本契約を解除することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由もなくサービスを提供しない場合
  - (2) 事業者が第10条に定める安全配慮義務を怠った場合
  - (3) 事業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
  - (4) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - (5) 事業者が倒産したとき
  - (6) 事業者が、介護保険事業者指定取り消し等の行政処分を受けたとき
- 4 事業者は、次の各号の一に該当する場合には、利用者に対し文書により通知した上で、即座に本契約を解除することができます。
  - (1) 利用者が利用料の支払いを2か月以上遅延し、かつ相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、支払いに応じない場合
  - (2) 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい事態を生じさせた場合
  - (3) 利用者またはその家族等が社会通念を逸脱した行為をしたことにより、事業者また

はその従事者が重大な不利益を被った場合

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が要介護(支援)認定を受けられなかったとき
- (2) 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の30日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- (3) 第14条1項または第14条3項に基づき、利用者が契約を解除したとき
- (4) 第14条2項または第14条4項に基づき、事業者が契約を解除したとき
- (5) 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- (6) 利用者が死亡したとき

(苦情・相談対応)

第16条

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情・相談受付窓口に苦情・相談を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された行政機関に苦情・相談を申し立てることもできます。

(緊急時等の対応)

第17条 事業者は、訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状急変等による緊急事態が生じた場合には、必要に応じ主治医に連絡するなど必要な措置を講じます。

(協議事項)

第18条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(合意管轄裁判所)

第19条 利用者及び事業者は、本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることに合意します。

(社会情勢及び天災)

第20条 (1)社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

- (2) 社旗情勢の急な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

この契約の成立を証するため本証2通作成し、利用者事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

事業者 住所 大阪府吹田市岸部北2-16-11-214  
事業者名（法人） 株式会社陽なた  
事業所名 訪問介護 ピース大阪  
代表者名 代表取締役 原野 智彰

利用者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名

代理人（選任した場合） 住所

氏名